

## 真珠の取り出しイベント体験記 ～(有)松岡真珠～

真珠は水温が下がる11月～1月にかけて、貝の活動が低下するこの時期に**最も輝きを放つ**ようになります。

12月7日(土)に、(有)松岡真珠さんの浜あげされた真珠の取り出し体験イベントに参加してきました。貝の中から手探りで真珠の手ごたえを感じ、押し出す様に真珠を取りだします!(写真参考)写真の様に取出し時から輝きを放っているんですね!

もちろん出来不出来はありますし、中には珍しい珠つながりの双子の様な真珠もあります。

浜あげの個数が非常に多いので大変な作業ですが、花珠と呼ばれる大変品質の良い真珠を収穫した時が非常にやりがいを感じるそうです!

そして、その松岡真珠さんがなんと前日にKABの夕方17:30～放送された「くまパワー」という番組に生放送で出演されました。真珠の取り出しから



珍しい一品である真珠の貝柱の料理方法まで紹介され、非常に好評だったそうです。

また、松岡真珠さんでは牡蠣の養殖もおこなっており非常においしい牡蠣が毎年収穫されています。この牡蠣のご注文も受け付けておりますので電話にてご確認ください。

ネックレスやその他商品なども会社で販売していますので、天草に行かれた際は立ち寄りかけてみてはいかがでしょうか。

**牡蠣 1Kg・・・900円** (送料別途になります)

真珠の浜あげは年に一度です。また次回イベントを開催される際は参加されてみて下さい。なかなかこのような体験イベントは参加するチャンスはないと思います! (園田)

**有限会社 松岡真珠 tel.0969-56-2190**



川田のつぶやき

### 【一期一会】



平成25年の1年間は皆様にとってどのような年でしたか?  
楽しいことが多いことは…そんなにない! 苦しいことが多い、人生において、その一握りの幸せを楽しむ為に、苦しい事を経験し、克服し乗り越え、また苦しむ。その繰り返し。  
たった一瞬の幸せの為に、一日一日、一年一年! の繰り返し。  
たまには、ゆっくり歩きたい! でも、立ち止まってはいけない、時代は動いている。動きに乗り遅れたらいけない。  
何のために生き、誰のための力になり・・・自分の生き様を見つけないといけない。



## 新年、明けましておめでとうございます。

今年の大きなポイントは4月からの消費税率8%への引き上げです。増税対策を行えない場合、中小企業の皆様にとってはとても大きな負担となります。会社にとっては、これまで以上に利益がお金に結びつくようなキャッシュフロー経営の観点が求められます。当事務所は今年「キャッシュフローの考え方」を社長に理解してもらい、経営に活かせるようなことに重点をおいた支援をしていきたいと思っております。中小企業を元気にする力になれるよう、社員一同、気持ちを新たにサポートしていきたいと考えております。どうぞ本年もよろしくお願ひ致します。

税理士 高濱三喜夫



## 相続シミュレーションについて

平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以降に開始する相続について、相続税の基礎控除額が大きく引下げられ(現在の基礎控除額から4割減少)、また、最高税率が引上げられました。これにより、現在4%台である相続税の申告割合が8%～9%と倍になり、さらに納める相続税額が増加すると試算されています。

そこで、当事務所と致しまして、皆様方個人の財産をできるだけ多くの世代に引き継いで頂きたいとの思いから、**簡易財産診断による相続シミュレーション**を新たに提供していく運びとなりました。各担当者が帳票を持っているので、是非一度帳票をご覧頂いたうえで、簡易財産診断を受けて頂くことをお勧めします。

詳しくは、同封しました別紙チラシをご覧ください。 (下田)

## オリーブを植えて人の輪を広げよう!

平成25年からオリーブの植樹に力を注いできた。関与先の皆様には勿論、会う人全ての人達にオリーブに関する情報の提供をし、植樹を勧めてきました。

何で、オリーブなのか?…私にも解らない、でも…荒地、休耕地等の放置を防ぎ、管理にも手間がかからない植物であることには間違いない。それも、外国産(イタリア産)である。日本に留まらず、地球規模でオリーブの輪を広げていこう! (川田)

# 2014年経営の「ホポ」 「税制改正大綱」

平成25年12月12日、平成26年度の税制改正大綱が決定されました。  
 その中で私たちに影響が大きいと思う項目についてお知らせします。

## ①【消費税の簡易課税制度のみなし仕入れ率の変更】

簡易課税制度を選択している不動産業や金融保険業の事業者の消費税の計算において、みなし仕入れ率が次のように変更されます。

・金融業及び保険業	みなし仕入れ率60%(現行)	⇒ <b>50%(改正後)</b>
・不動産業	みなし仕入れ率50%(現行)	⇒ <b>40%(改正後)</b>

この改正の結果、**該当する事業者の納める消費税額がこれまでより高くなります。**

## ②【復興特別法人税の1年前倒し廃止】

今年の3月決算より、法人税額の10%相当額を復興特別税として納めることとなっています。この制度について当初は3年間復興特別税を納めることとなっていたが、これが**2年間**に短縮されます。この改正の結果、復興法人税を納める回数が**1回少なく**なります。

## ③【給与所得控除額の上限額の引下げ】

現行：給与所得控除額の上限	245万円
⇒ 改正①：給与所得控除額の上限 (平成28年1月より)	<b>230万円</b>
⇒ 改正②：給与所得控除額の上限 (平成29年1月より)	<b>220万円</b>

この改正の結果、平成28年より**給与収入年額1,200万円超**の人の**所得税・住民税の額が増加**します。また、平成29年より**給与収入年額1,000万円超**の人の**所得税・住民税の額が増加**します。

## ④【ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算の不可】

ゴルフ会員権やリゾート会員権等の会員権を売却した際に損失が発生した場合には、その損失分を給与所得等の他の所得から差引くことができましたが、平成26年4月1日以降の売却の際に損失が生じても、他の所得から差引くことができないようになります。

この改正の結果、**会員権を所有する個人がゴルフ会員権等を売却し売却損が発生しても、所得税及び住民税の額は低くなりません。**

## ⑤【その他】

- ・中小企業等が機械等を取得した場合の30%特別償却又は7%税額控除の制度について、適用期限が**3年間延長**されます。
- ・**中小企業等が30万円未満**の減価償却資産を取得した場合の損金算入の特例の制度について、適用期限が**2年間延長**されます。
- ・雇用者給与等が増加した場合の税額控除制度について、適用期限が**2年間延長**されます。
- ・中小企業等が**生産性の向上につながる設備投資**を行った場合に特別償却又は税額控除を認める制度が**創設**されます。
- ・耐震改修対象建物を有する青色申告者(法人・個人)が、**平成27年3月31日までに耐震診断の結果を報告**し、平成26年4月1日から**報告を行った日以後5年間の間に耐震改修を行った場合**について、特別償却又は税額控除を認める制度が**創設**されます。

以上の改正の結果、該当する規定を適用した場合に**法人税**又は**個人の所得税及び住民税の額が減少**します。

※これらの改正については、正式に決定した際、改めて税制改正項目として皆様にお伝えします。なお、**消費税が10%になった際の軽減税率の適用**については、継続審議として、**平成26年12月**までに結論を出して、**来年度**の税制改正大綱を決定するとされています。

(下田)

## 新サービス「戦略策定支援導入」 (畑島)

どのような経営環境においても今後の事業戦略を持ちビジョンに向かって日々改善と努力を重ねることは経営者にとって必要不可欠な仕事であることは言うまでもありません。しかしながら、現状は日々の業務に追われ事業戦略・経営計画を立案するところまで至っていない企業も多く見受けられます。政権交代後、アベノミクスの効果からか大企業を中心に一部の企業において業績が改善したとの報道も聞かれますが、中小企業に至っては円安による原料の高騰により負担が先行し消費税の増税も控えた中で

厳しい状況は変わっていないようにも感じます。このような経営環境においても事業を存続・発展していくためには明確な事業戦略と事業計画が必要です。私たちも事前決算を通して経営者の今後の経営計画の立案と月次管理を実施してまいりましたが、今年から事業戦略の立案とサポートを実施する新たなサービスを導入いたします。具体的な戦略を持ち達成に向けての行動計画と達成状況の会議支援を通して中小企業の存続と発展と一緒に頑張ってまいります。詳細は弊社担当までお尋ねください。

## 1日公庫開催報告 (高濱 亮)

12月6日(金)に1日公庫を開催致しました。1日公庫とは当社と日本政策金融公庫のタイアップ企画です。公庫の担当の方に事務所に1日来てもらい、事務所内で資金調達に関する面談を行っていきます。

当日は5社の顧問先様にお申込みいただき、午前、午後と相談会を行いました。

融資の際には、現在の状況や、今後の展望について社長にヒアリングがあります。私達は社長の横に控え、数値に関する説明の補足や金利に関する確認等を行っていきます。

ある社長様に「横に居てくれるだけで心強かったです。助かりました。」とおっしゃって頂き、やはり会計事務所は社長の最も身近なサポーターになることが使命であると改めて感じました。気になる融資の結果ですが、希望通りの融資を受けることが出来ました。

さて、ここで皆さんにお伝えしておきたいのは、融資には前向きな融資と、後ろ向きな融資があるという事です。**前向きな融資は未来への投資**となり、**後ろ向きな融資は過去の負の遺産の穴埋め**となります。もちろん、前向きな融資がいいに決まっていますが、実際は後ろ向きな融資が多いのも事実です。**大事なことは計画性のない借入は自社の首を絞めてしまうという考え方をもち、事業計画に沿った資金調達**を考えて頂きたいということです。

今回も資金調達にあたり、将来の展望も含めた事業計画を作成されたお客様がいらっしゃいました。事業計画は私たちがしっかりと作成方法や考え方をお伝えしていきますのでご安心ください。**2014年は初心に戻り、一緒に会社の未来を考えていきませんか？**

中期計画策定セミナーはいつでも開催可能ですので、是非一度ご相談下さい。詳しくは同封している「将軍の日」案内をご覧ください。

## ●●● 活力朝礼 ●●●

平成25年10月22日

朝8時、松橋にある(株)大寫屋社屋にて、活力朝礼の見学セミナーを実施致しました。

早朝にもかかわらず、阿蘇、山鹿、天草などの遠いお客様も参加していただきました。

(株)大寫屋様は馬刺しをはじめ、熊本や全国各地からの名産等の通信販売をされておられ、電話オペレーターの多数のパートさんたちが頑張っておられる会社です。

社員の方々が愚痴や不満を言って雰囲気が悪いことで悩まれ、知人のすすめで、活力朝礼コンクールに参加され、見事優勝されました。優勝までは、涙ぐましい努力があり、終業後に練習をすることにより、部署内の社員さん同士のコミュニケーションがとれて、いい効果が続出しているとのことでした。

はじめは恥ずかしい、なんでこんなことするんだろうという意見もあったようですが、今では、活力朝礼をやってよかったとおっしゃる社員さんがたくさんおられるそうです。

物事を前向きにとらえられ、家庭でもいい効果が見られるようになったそうです。

当事務所でも、このセミナー後、活力朝礼を実施しております。大寫屋様のように立派ではありませんが、当事務所オリジナルなやり方で、挨拶、四書五経一日一言を輪読、今日の予定と目標を宣言しています。

各社でも、オリジナルな朝から活力を注入出来る朝礼を是非実施してもらいたいと思います。大寫屋様では、いつでも朝礼見学に応じてくれるそうですので、当事務所にお問い合わせください。(中村)